

答申第 914 号

諮問第 1559 号

件名：特殊勤務実績簿（警備部警備課で管理するもの）の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、特殊勤務実績簿（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書不開示決定は、不開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。不開示とされたのは愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する特殊勤務手当である。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に関するものであって、下記のとおり不開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つ

とは考えられない。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項

警察法第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関する情報の大部分を不開示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民的的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる

姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法2条2項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 相手方の主張

相手方は、対象文書である特殊勤務実績簿について全面的に非開示として決定した。

その理由として、相手方は、対象文書が「派遣期間中は、警備が行われた都度、1日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである」とした上、「警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。」としている。

(ウ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例7条4号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行

為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由の事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければならないのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(エ) 評価の不合理性

a テロ等勢力の実態・テロ等の切迫性

仮に百歩譲って、テロ等勢力が存在するとしても、非開示とした判断の過程には合理性が存することが必要であり、その立証責任も相手方にある。

そのためには「テロ等犯罪行為を企図する勢力」がどの程度実力を有するのか少なくともその想定は明らかにされる必要がある。

また、想定されるテロ等の犯罪がどの程度切迫したものであるかも明らかにされる必要がある。

相手方は全く明らかにしないのであるから、判断過程の合理性など検証しようもなく、ただ相手方において明らかにしたくないから、非開示としたと理解する以外になく、非開示処分には合理性がなく、違法である。

b 派遣日数と「テロ等勢力」

派遣日数のごとき抽象的事項が公にされることによって、なぜテロ等勢力がこれを研究することによって攻撃を仕掛けたり、対抗措置をとったりすることができるのか、全く意味不明というほかない。

情報公開は民主主義の砦であり、非開示とすることによって守られる利益が情報を公にすることによって得られる民主主義的利益に

優越すると考えられる理由が示される必要があるというべきであるが、相手方はそのような説明を一切行っていないのである。

(オ) 終わりに

諸国家による領域外における軍隊による武力行使ですら、派遣規模、派遣期間、派遣部隊等の情報は公にされている。

国連による各国軍隊の平和維持活動においても、派遣国、派遣人数、派遣期間は公にされている。国連の平和維持活動は、かつての同意原則に基づく平和的な活動と異なり、内戦状態にある国家に対しても人道的見地から積極的に介入して部隊を送り込むものとなっている。

我が国の自衛隊も、過去、多国籍軍に対する後方支援、復興支援等の活動や国連平和維持活動等に海外派遣されてきたが、これらに関する派遣期間、派遣規模、派遣部隊は全て公にされている。これらの中には、事実上、厳しい内戦状態にあった派遣先も含まれている。しかも、これらの情報は、事前に公にされているのである。

これに対して、相手方は、事後であってもこのレベルの情報を開示することは、手がかりを与えることによって、攻撃を受けたり、対抗措置をとられ、今後の活動に支障があるとするのである。

仮に相手方が弄するような理屈が成立するのであれば、各国軍隊がこれらの情報を明らかにすることは、敵（国家はむろん、テロ等勢力を含むであろう）に対して、攻撃をしかけたり、対抗措置をとることを可能にするから、たとえ、事後であっても公にすることができないということになる。ことは国家の存亡にすら関わる重大事態であるから、これらの情報は絶対的に秘匿されなければならないということになるであろう。まして、各国軍隊が直面するのは激しい戦闘状態であったり、厳しい内戦状態であったりするのである。

そうした中でも、日本を含む各国武力組織の運用に関する情報が公にされていることに比べれば、相手方が主張する内容がいかに荒唐無稽であるか明らかであろう。

すでに警備警察は、公安の維持を名目として、一民間企業に対して、同企業が事業を展開する予定地周辺の一般市民の個人情報を提供して、これらの個人の動向に対して注意を喚起するなど、警備警察活動は肥大化し、広く市民の日常生活に介入する状況が生まれている。

絶対的な実力組織である警察組織の活動を闇に閉ざし、その暴走を許すようなことは、決してあってはならないのである。

まして本件派遣は、その派遣自体が警察法から逸脱するとして、住

民訴訟において鋭く問われていることを踏まえれば、その実態を闇に閉ざすことは許されない。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 2017年2月8日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、処分庁に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江へリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法2条2項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起こり、自治体警察の本

来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも杓子定規<sup>しやく</sup>的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り広げられている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999年、2006年の2度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019年、今年4月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016年7月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に10万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか10時間後に県外からの機動隊500名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7月16日、全国から機動隊約500人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されていいのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実にも迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていただきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実にも差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的な脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威であることは確かだが、具体的な脅威とまでは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のように証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略) その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このような警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せないことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。

(ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て 2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであったということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極めて平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたという事を申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がない。自治体警察という原則があるということを強調すべきである。先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣についての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常的事でしかなかったというふうに言われているように、これは防衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

(エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由というものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考えられる。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極めて概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県側にあるというふうを考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における警察はいかなる形で国家警察化しているかということをはっきりとした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかに不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣

が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由に対する認否

「本件各不開示処分を取り消し、開示することを求める。」について争う。

#### (3) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 7 月 14 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、特殊勤務手当

2、出張手当（交通費の支出がわかる書類）

（警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの）」

を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

##### (イ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部警備課（以下「警備課」という。）において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

##### (ウ) 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべ

てについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 8 月 25 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期限を平成 29 年 12 月 28 日とする決定期間特例通知書（平成 29 年 7 月 28 日付け、備警発第 2465 号）を請求人に送付通知した。

(エ) 本件行政文書の特定と不開示決定

調査の結果、本件開示請求の対象となる行政文書のうち警備課で管理するものを特定し、このうち「愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する支出について※沖縄・高江派遣に関する部分のみ 1、特殊勤務手当（警察本部警備課で管理するもの）」に対して特定した行政文書については、そのすべてが条例の規定する不開示情報に該当するとして、行政文書不開示決定通知書（平成 29 年 12 月 28 日付け、備警発第 4173 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書は、そのすべてが条例第 7 条第 4 号に規定する、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが

あると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。

(イ) 本件行政文書について

職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 12 条において「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と規定されており、特殊勤務手当及び時間外勤務手当の取扱い（平成 8 年務警発甲第 13 号）において、所属長は職員の特殊勤務手当に関する条例及び特殊勤務手当に関する規則により支給することとされている手当に係る作業を命じたときは、直接監督責任者に特殊勤務実績簿に記録させる旨規定している。

特殊勤務実績簿は、実績日付、職員番号、課・係名、氏名、専従内容、従事内容、開始時間、終了時間、休憩時間、勤務時間を記載する欄があり、さらに所属長印、直接監督責任者印及び勤務管理担当者印を押印する欄（以下「押印欄」という。）で構成されており、実績日ごとに作成される。

また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものである。

本件行政文書は沖縄・高江に派遣された警備課員の特殊勤務実績簿であり、上述のとおり派遣期間中は、警備が行われた都度、1 日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである。

したがって、警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を決行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を全て不開示としたものである。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して 4 項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」

及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かではなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

#### エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に係る特殊勤務実績簿であつ

て、警備課で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3 (3) イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、本件行政文書のいずれについても全部を条例第 7 条第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、特殊勤務実績簿は、実績日ごとに作成されるものである。また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものであるとのことである。

そして、派遣期間中は、警備が行われた都度作成されるものであることから、その一部でも開示した場合、本件行政文書の押印欄が付された用紙の枚数を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものであるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、日単位で作成されており、処分庁が前記 3 (3) イ (1) で説明するとおり、従事人数が多いときには当該日の特殊勤務実績簿は複数枚となり、1 枚目と 2 枚目以降とは様式が異なっていることが認められた。したがって、本件行政文書の枚数が直ちに警備実施日数と一致するものではないが、押印欄に限らず、仮に本件行政文書の一部でも開示することになると、本件行政文書は複数日の特殊勤務実績簿で構成されていることから、他の警備実施日の特殊勤務実績簿についても同様に開示することとなる。そして、その一部開示された文書の枚数を数えることで本件行政文書の枚数が、様式の異なる部分を見比べることにより当該日の特殊勤務実績簿が複数枚あるのか否かが、それぞれ明らかとなることから、それらを照合することにより、警備実施日数が明らかになることが認められた。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、特殊勤務実績簿の様式が処分庁のウェブページ上で公表されているとのことである。したがって、その様式から特殊勤務実績簿一枚当たりの従事人数を把握することが可能となることから、特殊勤務実績簿の作成枚数が明

らかになると、警備実施に従事したおおむねの人数も明らかになることが認められた。

処分庁によれば、警備実施日数を公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、警備実施の日数等を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 11	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 11. 22	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申